

(お知らせ)

平成 24 年 7 月 6 日
行 財 政 局

〔 担当 コンプライアンス推進室
Tel. 222-4069 〕

京都市公正職務執行審議会の開催結果について

昨日開催致しました平成 24 年度第 1 回京都市公正職務執行審議会の結果について、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 日 時 平成 24 年 7 月 5 日 (木) 午後 3 時から午後 4 時 30 分まで
- 2 場 所 京都市男女共同参画センター ウィングス京都 2 階 セミナー室 B
- 3 出席者 (敬称略)
委 員 藤岡一郎 (会長), 安保千秋 (副会長)
大西啓子, 梶谷正, 高木光, 平林幸子, 星川茂一
京都市 人材活性化政策監 田中照人, コンプライアンス推進室長 鷲頭雅浩ほか

4 議事内容

(1) 不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等の状況等について

平成 23 年度下半期における要望等の総数 5,919 件のうち、不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等に該当するものは 3 件 (事案の概要については別紙参照) であった。各案件につき事案の概要及び本市が講じた措置について報告した。

(2) 業務妨害や脅迫的な要望を行う者への対応について

業務妨害や脅迫的な要望を行う者に対して、組織的に対応していくために、庁舎管理上のルール作りに向けた検討の状況を説明したところ、次のとおり意見をいただいた。

- ・ 来庁者や職員の安全を確保し、個人情報適切に管理する観点から、庁舎の管理方法を抜本的に見直し、庁舎内に物理的な制約を設けていく必要がある。
- ・ 物理的な制約がなくルールのみによって規制しようとする、結果として来庁者の自由度が低下することになる。建物構造上の物理的な制約を設けることと併せて、ルールを定めるべきである。
- ・ 禁止行為を明文化するのであれば、禁止する目的を明確化することが重要である。
- ・ 凶器の持込みや脅迫等、明らかに犯罪行為に該当するものと、録音、撮影行為等、状況に応じて禁止の判断が必要なものとを分けてルール化するべきである。

不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等の概要

1

年月	平成 23 年 10 月
所属	行財政局
事案の概要	<p>要望者は、公益通報相談窓口の所管課に通報を行っていたが、通報に対する回答に納得せず、当該回答に関して協議を求め、10名程度を連れて市役所本庁舎玄関前に集まった。</p> <p>所管課の職員は、協議に応じるに当たり、人数を限定することなどを要望者に伝えたが、要望者は納得せず、暴言を発したため、協議には応じられないと伝え、対応を打ち切った。</p> <p>要望者らは、職員に対して暴言を発し、その後、市役所前広場で、拡声器を用いながら所管課の職員をはじめとする本市の対応を批判する演説を始めた。</p>
講じた措置内容及びその後の状況	<p>要望者らに退去を求めたが、退去命令に従わなかったため、既に現場に来ていた警察官に通報を行った。</p> <p>要望者は、警察官の警告を数回受け、市役所前の歩道に移動し、演説を30分程度続けた後、退去した。</p> <p>その後、要望者からの電話や訪問はない。</p>

2

年月	平成 23 年 11 月
所属	南区役所
事案の概要	<p>要望者は、固定資産税及び都市計画税を滞納していたため、財産差押予告書の送付を受けていた。</p> <p>要望者は、区役所を訪れ、固定資産税が高すぎると訴えたため、所管課の職員が要望者に対して土地と家屋の税額が決定された理由について繰り返し説明を行った。しかし、要望者は納得せず、突然大声を上げながら、目の前の事務机をひっくり返した。この際、当該机が職員の鼻筋に当たり負傷した。</p>
講じた措置内容及びその後の状況	<p>要望者は、机をひっくり返した後はそれ以上暴れることはなく、通報で到着した警察官とともに退去した。</p> <p>なお、要望者については、負傷した職員が警察に被害届を提出したため、傷害罪及び公務執行妨害罪で起訴され、罰金刑が確定している。</p> <p>その後、要望者は課税に関する説明を求めて所管課を訪れたが、その際には不正な言動等はなかった。</p>

年月	平成 23 年 11 月
所属	都市計画局
事案の概要	<p>要望者は、要望者宅の近隣にある建築基準法違反の建築物について、所管課を訪れ、当該建築物の違反の是正を求めるとともに、建築当初の指導経過を教えるよう求めたり、当時の担当者と呼ぶように求めた。</p> <p>対応した所管課の職員は、指導内容のうち個人情報に係るものについては、その保護を図る必要性から答えられないこと、組織で対応しているため過去の担当者と呼ぶことはできないこと及び当該建築物に関する指導は行っていることを繰り返し説明した。</p> <p>しかし、要望者は納得せず、大声を上げたり、机を叩くなどして、執拗に要望を繰り返したため、要望者に対して繰り返し退去するよう命じたが、要望者はこれに従わなかった。</p>
講じた措置内容及びその後の状況	<p>退去命令に従わない要望者の様子を見て、警察に通報した。</p> <p>要望者は、到着した警察官から説得を受けた後、警察官とともに退去した。</p> <p>平成 23 年 11 月以降も、要望者は、所管課を繰り返し訪れており、これまでの指導経過をすべて教えるべきである、現状が是正されていないのであれば指導を行ったことにはならないなどの申立てを行っている。</p>